

下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘事項又は意見の番号である。

**監査対象 全般的事項・共通事項**

意見	改善措置
<p>1 国や市町村との合築の推進について (13頁)</p> <p>同じ地域に複数の県有施設を有し、それぞれの施設で長期保全計画を策定している事例が見受けられる。複数の施設で長期保全計画を遂行するには費用がかかることから、国や市町村との合築の他、複数施設をまとめて移転することも検討されたい。</p>	<p>国・県・市町村が団体の枠を超えて公共施設の最適利用を効果的に進めていくため、令和元年度に各団体が保有する国公有財産情報の共有化を図った。令和2年度以降は、共有情報の更なる充実化を図ることにより、エリアマネジメントの実現につなげていく。</p> <p>(総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 庁舎の建て替えを検討した上で所属の統廃合を検討すべき (14頁)</p> <p>老朽化した既存の施設の中で、所属の移動や統廃合を検討しても限界がある。長期保全計画により、修繕費をかけながら使用していく場合と、建て替えた場合でのコストを比較検討すべきである。また、長期保全計画により修繕費をかけながら使用した場合でも、その後の建て替えの時期の平準化を図る必要がある。</p>	<p>平成25年3月に策定した「群馬県県有施設長寿命化指針」においては、既存施設の目標使用年数を65年とし、ストックの有効活用を基本に、日常点検や定期点検の充実、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ることとしているが、所属統廃合の検討と庁舎の建て替えを含む整備計画は、互いに関連するため、関係部署からの相談には適切に対応する。</p> <p>建て替えについては、施設機能の状況、財政状況、業務との関連など総合的に考慮しながら適切な時期に検討すべきものと考えている。</p> <p>なお、令和3年度に、本県の公共施設等に係る中長期的な経費の見込み(維持管理・修繕、改修、更新等に係る費用、単純更新した場合と長寿命化対策を実施した場合の比較等)を算出し、「群馬県公共施設等総合管理計画」に記載する予定である。</p> <p>(総務部財産有効活用課)</p>
<p>3 長期保全計画の実行について (15頁)</p> <p>平成29年度開始時点において、予定していた長期保全計画のうち未実施の修繕等が127億円発生している。計画を策定した以上は予算を割り当てて実行すべきである。</p>	<p>長期保全計画は、5年ごとの劣化診断や、施設管理者からの不具合報告を勘案して、毎年優先順位を見直している。長寿命化工事の重要性を改めて庁内の共通認識として、必要な予算を確保する。</p> <p>(総務部財産有効活用課)</p>
<p>4 保管場所の見直し及び電子化の推進による書類の整理について (15頁)</p> <p>書類の保管場所、保管期限の管理や廃棄は各所属にゆだねられており、保管スペースの広さもまちまちである。このため、共通の書庫を設けて、特定の場所で一元管理することも検討の余地がある。更に、電子化を進め、ペーパーレスを積極的に推進して、書類の管理の手間を省くことも検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書の電子化については、行政改革大綱実施計画の取組項目の一つに文書の電子化を掲げており、機会を捉え、庁内に電子決裁の必要性の周知や電子決裁強化月間を設け啓発している。また、令和2年度は、業務のデジタル化の取組として、電子決裁を推進しており、原則電子決裁を行うよう庁内に周知を図っている。</li> </ul> <p>(知事戦略部業務プロセス改革課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通書庫での一元的な文書管理については、建物改修が必要となることから、将来的な建替えや大規模改修時の課題とする。</li> </ul> <p>(総務部総務課)</p>

<p>5 スペースの効率的な利用について (16頁) 庁舎全体として、書類の保管場所や打ち合わせスペースが点在しており、スペースの利用が効率的になされていない。より良い活用方法を検討することが望ましい。</p>	<p>各合同庁舎において、より効率的なスペースの利用が可能な場合には、庁舎内の整理を実施する。  (総務部総務課)</p>
<p>6 会議室等の有効活用について (17頁) 低利用の会議室等について、県が使用していない時間に限り、全庁的に有料の貸し出しを検討することが望ましい。</p>	<p>一部の公共用財産では、会議室等の有料貸出を行っているところであり、庁舎等の公用財産については、公用の業務等に供することを優先しているところであるが、今後、施設のあり方を含め、有効活用について検討する。  (総務部財産有効活用課)</p>
<p>7 敷地の必要性の検討について (17頁) 伊勢崎土木事務所では、職員用駐車場として賃借していた土地を返還することとなり、敷地内を整備して駐車できるようにしたところ、年間賃借料の5.5年分の工事費で済んだ。このことから、他の庁舎でも敷地を整備し有効活用を検討し、できる限り賃借地を削減することが望ましい。</p>	<p>毎年度実施している「県有財産利活用状況調査」や「未利用地・低利用地調査」等で把握した課題等に関して、先駆的・効果的な事例等も参考にしながら、県有施設の全体的な最適利用に向けた検討や助言等を積極的に行っていく。  (総務部財産有効活用課)</p>

**監査対象 ファシリティマネジメント所管所属**

意見	改善措置
<p>8 群馬県公共施設マネジメントシステムの導入について (21頁) 群馬県公共施設マネジメントシステムを導入したが、システム導入当初に期待した効果が得られていない。今後システム導入の際には、ニーズに合った仕様の検討を十分にすべきである。</p>	<p>当該システムの運用保守業務委託契約を令和2年度に更新するタイミングに合わせて、一部システムの見直しを行い、活用のニーズに合った仕様の検討及び再構築を行っているところである。  (総務部財産有効活用課)</p>
<p>9 システム間のデータ連携について (22頁) 財務データについて、「群馬県公共施設マネジメントシステム」と「群馬県の財務会計システム」間のデータ連動が図られていないため、「群馬県公共施設マネジメントシステム」の財務数値の正確性が担保されていない。データの正確性及び集計時間削減のため、システム間のデータ連携を図ることが望ましい。</p>	<p>マネジメントシステム運用保守業務委託の契約期間は令和2年度から令和6年度までとなっていることから、財務会計システムとのデータ連動など抜本的な見直しについては、当該契約期間が満了するタイミングで検討する。  (総務部財産有効活用課)</p>
<p>10 資産アセスメントの評価指標について (28頁) 資産アセスメントの利用効率の指標として、主要棟延床面積/職員数という単一指標のみ利用している。利用効率を多面的に把握するとともに、利用実態をより正確に把握するため、利用効率の指標として、公用や公共用など、施設の用途に応じて、利用者数など複数の指標を採用することが望ましい。</p>	<p>令和3年度に新たな資産アセスメント手法の研究・開発を予定しており、その過程で具体的な評価指標の検討も行っていく。  (総務部財産有効活用課)</p>
<p>11 資産アセスメントの見直しについて (28頁) 平成29年度以降、資産アセスメントの見直しが行われていない。資産アセスメントの定期的な見直しを行うことが望ましい。</p>	<p>令和3年度に資産アセスメントの見直しを行う予定である。より精度が高く実効的な資産アセスメント手法の研究及び開発を進めていく。  (総務部財産有効活用課)</p>
<p>12 民間ノウハウの活用について</p>	<p>新たな資産アセスメント手法の研究及</p>

<p>(29頁)          ファシリティマネジメントは専門性の高い業務であるため、特に資産アセスメントについては、民間事業者等と連携するなど、民間ノウハウの活用を検討すべきである。</p>	<p>び開発の中で、民間ノウハウの活用についても検討していく。          (総務部財産有効活用課)</p>
<p>1.3 工事履歴等の情報共有について          (32頁)          管財課及び各施設がそれぞれ工事や点検を実施し、工事履歴等を管財課に報告する体制になっているが、現実には管財課で工事履歴等を全て把握できていない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により、工事履歴等の情報をシステムに入力することを必須とし、工事履歴の共有を図ることが望ましい。</p>	<p>庁舎等の工事履歴等については、長寿命化工事等の実施に欠かせないものであることから、関係部局と協議の上、効率的かつ有効なデータ管理方法を検討する。          (総務部財産有効活用課)</p>
<p>1.4 建築基準法第12条点検及び日常点検について          (32頁)          毎年、各施設において、建築基準法第12条点検及び日常点検を実施し、管財課に報告しているが、管財課ではその結果を一元管理していない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により一元管理し、点検結果を有効活用することが望ましい。</p>	<p>建築基準法第12条点検及び日常点検結果については、長期保全計画を作成するために行う劣化診断とともに有効な資料として活用している。今後さらに有効な活用方法について検討する。          (総務部財産有効活用課)</p>
<p>1.5 施設総量の適正化について          (33頁)          財源に限られるなか、長期保全計画に基づく工事計画が後ろ倒しになっている。限られた財源により、施設を維持管理するため、保有施設数の削減を検討すべきである。</p>	<p>「県有施設最適化事業」により、県有施設の機能集約を進めているところである。現在、肉牛繁殖センターの畜産試験場への移転集約の検討を行っている。加えて、令和3年度以降に実施する資産アセスメント結果等を参考に、新たな集約可能施設の掘り起こしやマッチングを進めていく。          (総務部財産有効活用課)</p>
<p>1.6 電力調達の効率化について          (34頁)          電力入札は通常各部局単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。電力コストの更なる削減を図るため、複数部局まとめた電力入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。</p>	<p>行政改革大綱実施計画の具体的な取組の一つに「電力調達の効率化」を設け取り組んできた。          これまで電力使用量が少ない等の理由により電力入札が実施できなかった施設について、平成29年度から複数部局の施設をまとめた電力入札や長期継続契約を行っている。          (知事戦略部業務プロセス改革課)</p>
<p>1.7 施設管理費の効率化について          (34頁)          空調設備の保守点検や清掃業務等の発注は、各施設単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。施設管理費の更なる削減を図るため、複数部局まとめたの入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。</p>	<p>複数部局まとめたの入札や複数年契約への移行のほか、包括管理など多様な官民連携の手法も含めて検討する。          (総務部総務課)</p>
<p>1.8 収入源の多様化について          (36頁)          公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予防保全には当初の計画どおり取り組めていない。県有財産の有効活用による歳入確保を図るため、様々な取組を検討すべきである。</p>	<p>歳入確保や管理コストの縮減に向けて、インターネットオークションの活用やメールマガジンによる情報発信など様々な手法を用いて未利用地等の売却促進を図っている。          また、県庁周辺土地を駐車場として、有料貸出を行っている。          (総務部財産有効活用課)</p>

<p>1 9 県民駐車場の料金について (3 6 頁)</p> <p>公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予防保全には当初の計画どおり取り組めていない。県有財産の有効活用による歳入確保を図るため、県民駐車場の料金体系の見直しを検討すべきである。</p>	<p>県民駐車場は群馬県庁等を訪れる県民の利便を図るため設置したもので、当初から歳入確保を前提としていない。</p> <p>2時間経過後の料金徴収は、目的外利用や長時間駐車を防止するためである。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 0 有効活用の指標について (3 8 頁)</p> <p>各施設の利用効率を表す稼働率や年間利用者数の算定が行われていない。各施設の廃止あるいは機能集約等の判断材料とするために、毎年行っている「県有財産利活用状況等調査」の中で、各施設の性質や用途に応じ、稼働率及び年間利用者数を調査し、それを指標として活用することが望ましい。</p>	<p>文化・集客施設等については、既に貸室等の稼働率や年間利用者数を調査の指標として設定している。それ以外の施設については、種別や状況によって、稼働率や利用者数等の調査・集計が可能なものと困難なものがある。各施設の庁舎管理担当者とも意見交換しながら、対応を検討していく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 1 「県有財産利活用状況等に関する調査」の精度向上について (3 8 頁)</p> <p>現場往査の結果、県有財産利活用状況等調査の回答と異なる状況の施設が見受けられた。定期的に現地調査を行うなど、調査の精度向上を検討すべきである。</p>	<p>毎年度、利活用状況等調査の結果を基に、抽出で現地調査を行い、必要に応じて調査データを修正することにより、精度向上を図っていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 2 フリーアドレスの導入について (3 9 頁)</p> <p>庁舎等を有効活用するため、職員の固定席がないフリーアドレスの導入を検討すべきである。</p>	<p>令和2年度に一部所属でフリーアドレスを導入した。 (知事戦略部業務プロセス改革課)</p>
<p>2 3 固定資産の実査について (4 2 頁)</p> <p>固定資産台帳の正確性を担保するため、年に1回固定資産の実査を行うことが望ましい。</p>	<p>固定資産台帳更新作業依頼時に各分掌者において確認するよう、固定資産台帳整備ガイドに記載する。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 4 不動産登記の確認・把握について (4 2 頁)</p> <p>地目や地積が変更されていない土地については、変更の登記申請を行うことが望ましい。</p>	<p>未利用地等については、普通財産として財産有効活用課に分掌替えを行う際に、適宜現況に合わせた地目等の変更登記を行うよう、各所管課へ依頼する。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 5 未利用地の処分に係る事務等の民間委託について (4 5 頁)</p> <p>未利用地の処分については、現状一般競争入札での売却が原則となっているが、入札が不調となった場合には、売却業務の一部を民間に委託して民間ノウハウを活用することも検討すべきである。</p>	<p>民間ノウハウを活用する観点から、既に宅建業者と県有財産売却の媒介に関する協定を締結している。</p> <p>引き続き、当該制度の効果的な活用の検討のほか、他の先進事例等の研究も併せて進めていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 6 庁舎等の図面の保管方法について (4 6 頁)</p> <p>群馬県公共施設マネジメントシステムに庁舎等の図面のデータ保管し、データを主に利用する管財課に情報を一元化することが望ましい。</p>	<p>庁舎等の図面データについては、長寿命化工事等の実施に欠かせないものであることから、関係部局と協議の上、効率的かつ有効なデータ管理方法を検討する。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>2 7 県有財産についての情報開示について (4 7 頁)</p> <p>施設総量の適正化には、県民と情報共有をしたうえで、県民の理解を深めていくことが欠かせない。したがって、県民との情報</p>	<p>「群馬県庁舎等施設管理計画」については、令和元年度に県ホームページに掲載した。令和3年度からは、管理目標の毎年度の進捗状況を県ホームページに掲載</p>

共有を図るため、「群馬県庁舎等施設管理計画」の管理目標進捗状況を県ホームページで公表することが望ましい。	載していく予定である。 (総務部財産有効活用課)
--	-----------------------------

### 監査対象 個々の施設等

監査結果<指摘事項>	改善措置
1 固定資産台帳と実態の相違について (太田保健福祉事務所、115頁) 固定資産台帳で表記されている用途と実際の用途が異なる建物等がある。建物の利用状況について台帳表記と実態の使用状況が異なると、当該建物の有効活用を含め将来の投資意思決定を誤る可能性があるため、実態と台帳が異なる場合には速やかに更新を行う必要がある。	実態に合わせ固定資産台帳の表記を以下のとおり令和2年7月1日付けで変更した。 ①倉庫・車庫→倉庫・書庫 ②車庫→倉庫 ③旧食品検査室(東部児相プレイルーム)→倉庫 (健康福祉部健康福祉課)
2 固定資産台帳と実態の相違について (館林土木事務所、158頁) テレメーター監視室として台帳登録されている建物(庁舎棟とは別)があるが、現状、テレメーター監視業務は庁舎棟内で行われており、テレメーター監視室として登録されている建物は書庫及び物置として利用されている。 固定資産台帳については年1回程度の頻度で実在性、用途などを確認し、台帳記載内容と実態が異なるのであれば、実態に合わせて定期的に更新すべきである。	次回更新の際、実態のとおり改める。 (県土整備部監理課)
3 公有財産台帳未登録の件について (農業技術センター東部地域研究センター、183頁) 過去に取得した固定資産で公有財産台帳に登録されていないものがあつた。他に未登録の固定資産はないかを確認するため、また今後再発することを防止するために、定期的に固定資産の現物実査を行うべきである。	未登録の4施設については、台帳登録を行った。 このほかの資産についても、令和2年度に現物実査を実施した。 (農政部農政課)
4 固定資産台帳の取得年月日について (農業技術センター高冷地野菜研究センター、187頁) 当施設の本館は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成15年取得となっている。また、他の資産も平成15年取得となっている。 適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。	訂正処理を行った。 (農政部農政課)
5 固定資産台帳の取得年月日について (農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎、205頁) 当公舎は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成15年取得となっている。 適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。	訂正処理を行った。 (農政部農政課)

意見	改善措置
28 執務スペースを含む庁舎の整理について (渋川合同庁舎、52頁) 庁舎内部の整理状況が雑然としているため、行政県税事務所を主導として庁舎棟、南棟及び周りの倉庫を含め整理を強化すべきである。	合同庁舎各所属から聴き取った使用スペースの状況を基に、庁舎内整理案を作成し、令和2年度中に行政県税事務所が主導して庁舎の整理を実施する。 (総務部総務課)
29 会議棟の予約共通化等について (渋川合同庁舎、53頁)	令和2年7月10日に、渋川合同庁舎会議棟と渋川保健福祉事務所会議棟の予

<p>当施設の会議棟の大会議室と渋川保健福祉事務所の会議棟の大会議室に関し、双方の間で予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。また、使用予約の共通化の結果を踏まえ、会議棟の必要性を検証し、今後のあり方を検討していくことが望ましい。</p>	<p>約システムを統一し、使用予約の共通化を図った。  (総務部総務課)</p>
<p>30 西部森林環境事務所の環境部門の移転について (高崎合同庁舎、60頁) 西部森林環境事務所環境部門の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。</p>	<p>「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>31 西部教育事務所の移転について (高崎合同庁舎、61頁) 西部教育事務所の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。</p>	<p>「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課、教育委員会総務課)</p>
<p>32 職員駐車場としての土地賃借について (高崎合同庁舎、62頁) 高崎合同庁舎内の部署の他建物への移転を積極的に検討し、職員駐車場としての土地の借受をなくすことを目指すべきである。</p>	<p>「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>33 トイレの修繕について (高崎合同庁舎、62頁) 長期保全計画が作成され、かつ、外部の来庁者も多数訪れる建物に関しては、トイレの修繕は速やかに行うべきである。</p>	<p>令和2年度に修繕を行った。 (総務部総務課)</p>
<p>34 転用活用可能室(旧食堂)について (富岡合同庁舎、74頁) 3階の旧食堂は2年程度しか使用されておらず、まだ老朽化していないため、積極的に他の部署の移転先候補として検討すべきである。</p>	<p>「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>35 既存部署の空きスペースについて (富岡合同庁舎、75頁) 旧食堂以外にも低利用なスペースが散見されるため、情報を共有化し、移転先候補として有効活用することが望ましい。</p>	<p>「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>36 合同庁舎の移転を含めた再編等の検討について (中之条合同庁舎、79頁) 中之条合同庁舎は築45年を経過しており経年劣化が激しいこと、及び全ての敷地が借地であることを考慮すると合同庁舎そのものを移転することも視野に検討を行うべきである。</p>	<p>長寿命化対策により、既存の施設は築65年まで使用することを原則としている。耐用年数経過後に施設の更新を行う際、現在の敷地での建替と代替地への移転について、比較検討していく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>37 会議室の予約共通化等について (桐生合同庁舎、87頁) 当施設の大会議室は、隣接する桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所との間において、大会議室の使用予約の共通化は行われていない。 それぞれの間で大会議室の予約の共通化等を行い、利用効率を</p>	<p>総務事務システムの予約機能を使用し、令和2年7月1日から、桐生合同庁舎、桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所の会議室の共通利用を開始した。 (総務部総務課)</p>

<p>高めることが望ましい。</p>	
<p>38 庁舎内事務所の再編あるいは移転の検討について (館林合同庁舎、90頁) 合同庁舎としての利便性を考慮して、現状より広い場所に庁舎そのものを移転させて複数の事務所を集約させるか、あるいは入所している事務所の再編成を検討すべきである。</p>	<p>「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>39 ふれあいテラスの有効利用について (群馬県庁、98頁) 利用頻度の低いふれあいテラスの有効活用を検討すべきである。</p>	<p>試行的に11階ふれあいテラスに立ち会議可能なデスクを設置し、今後の使用方法を検討する。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>40 ふれあい談話室の有効利用について (群馬県庁、99頁) 利用頻度の低いふれあい談話室の有効活用を検討すべきである。</p>	<p>試行的に11階県民サロンのテーブルをパーティションで打ち合わせスペースとして利用しやすくなるようにし、今後の使用方法を検討する。 (総務部財産有効活用課)</p>
<p>41 西部児童相談所の今後の設置場所について (西部児童相談所、103頁) 富岡合同庁舎への移転等を視野に入れたうえで、長期保全計画を策定、実行する必要がある。</p>	<p>高崎市の児童相談所の設置の動向を見極めたい。 なお、旧リハビリ棟については、長期保全計画の対象から除かれている。 (生活子ども部児童福祉・青少年課)</p>
<p>42 周辺駐車場を含めた利活用について (西部児童相談所、103頁) 西部児童相談所の隣の県有地について、西部児童相談所と一体として利活用を検討する必要がある。</p>	<p>高崎市の児童相談所設置に関する検討状況や当該県有地の引き合いの動向等を注視しながら、一体的な利活用や処分について検討を進めていく。 (総務部財産有効活用課、生活子ども部児童福祉・青少年課)</p>
<p>43 PCBの保管場所について (西部児童相談所、104頁) 西部児童相談所がある高崎市高松町は、高崎市役所に近く、交通の便のよい地域であり、当施設をPCB保管場所として使用することが適当か、再度検討する必要がある。</p>	<p>保管している建物(リハビリ棟)が利活用されることとなった場合には、別途保管場所を確保し移動させる。 なお、PCB廃棄物の運搬容器のガイドラインに基づき、強固な密閉容器で保管しており、漏出等の危険はない。 (生活子ども部児童福祉・青少年課)</p>
<p>44 余剰スペースの整理による事務スペースの確保について (渋川保健福祉事務所、107頁) 庁舎1階は余剰スペースがあるが、2階の事務室は、中央児童相談所北部支所の開設により、やや手狭な状況となっている。今後、業務が拡大し、職員数が増えてくると、状況は更に悪化すると見込まれる。 余剰スペースを整理し、ロッカーを移動させるなどして、職員規模に見合った事務スペースを確保することが望ましい。</p>	<p>令和2年3月に、1階旧化学検査室の改修工事を行い、2階からロッカーを移動させ、書庫とし、中央児童相談所北部支所の組織改正に伴う事務スペースを確保した。 (健康福祉部健康福祉課)</p>
<p>45 余剰スペースの有効活用について (吾妻保健福祉事務所、110頁) 余剰スペースを有効活用できる方法を模索することが望ましい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症業務に対応するため、従前倉庫として使用してきた母子診察室について、令和2年3月に医療法上の名称変更を行い、以後防護服、マスク等を保管する感染症対策物品庫として活用している。 栄養室については、「2チーム制勤務」導入に伴い事務室に転用した会議室の代替として、打ち合わせスペースとして活用している。新型コロナウイルス感</p>

	<p>染症収束後は、食改推や栄養士会など地域の方への貸出しなども行う。 (健康福祉部健康福祉課)</p>
<p>4 6 児童相談所移転後のスペースについて (太田保健福祉事務所、114頁) 令和2年度から東部児童相談所が他の場所へ移転することから、別棟にある動物愛護センター東部出張所が転入する予定である。しかし、児童相談所に比べて動物愛護センターの職員は大幅に人数が少ないため、スペースが余剰することが予想されることから、スペースの有効活用について再検討することが望ましい。</p>	<p>余剰スペースについては、新型コロナウイルス感染症への対応などのため、以下のとおり活用を予定している。 ① 1 F 児童相談所執務室 「2チーム勤務制」実施時の執務室として活用 ② 1 F 児童相談所相談室 面談室及び職員休憩室として活用 ③ 旧食品検査室(東部児相プレイルーム) 県備蓄用マスク等を収納する感染症対策物品庫として活用 (健康福祉部健康福祉課)</p>
<p>4 7 余剰スペースの活用方法の検討について (桐生保健福祉事務所、119頁) 庁舎1階にある栄養室、化学検査室、X線検査室のうち旧・現像室等が有効活用されていないため、他の部署の受入れ、若しくは、庁舎管理の適切性に留意しつつ、NPO法人への貸出などを含めて、検討することが望ましい。</p>	<p>旧・現像室等は、ほう素及びその化合物による汚染の恐れなどから、土壌汚染対策法上の「有害物質使用特定施設」とされ、用途変更する場合には、土壌調査等の実施が法により義務づけられている。このため、他部署の受入れや外部への貸出等は難しい状況である。 (健康福祉部健康福祉課)</p>
<p>4 8 建物の修繕について (西部家畜保健衛生所、124頁) 天井の穴、剥がれかけた屋根など、放置し続ければ建物の劣化の早まりや、大きな損害が生じるおそれがあるため、応急的に速やかに修繕すべきである。</p>	<p>会議用庁舎の天井及び入り口の屋根の修繕工事を令和2年9月に完了した。 (農政部農政課)</p>
<p>4 9 建物内の雨漏りについて (西部家畜保健衛生所、124頁) 重要な設備における雨漏りの原因究明、再発防止のための修繕は早急に行うべきである。</p>	<p>庁舎の玄関口の天井の雨漏り跡について、その原因は不明であるが、その雨漏り跡の範囲は拡大していない。 天井の劣化を防ぐため、塗装工事を行った。 (農政部農政課)</p>
<p>5 0 高崎合同庁舎への移転について (西部家畜保健衛生所、125頁) 西部家畜保健衛生所については、高崎合同庁舎内の西部農業事務所への集約を検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</li> <li>・ 移転に必要な以下の問題が解消可能か検討する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 家畜保健衛生所法により定められている解剖室、焼却炉及び専用の検査室を設置</li> <li>② 検査室に独立した空調設備を設置</li> <li>③ 敷地出入口に畜産関係車両の車両消毒槽を設けるとともに、付近に消毒スペースを確保</li> <li>④ 備蓄資材の保管場所を確保</li> <li>⑤ シャワー室を設置</li> <li>⑥ 洗濯・乾燥設備を設置</li> </ol> (農政部農政課) </li> </ul>

<p>5 1 事務所機能の復旧に関する計画の策定について (吾妻家畜保健衛生所、128頁) 当施設は、長期間、事務所機能の一部の使用が制限されている状況にあることから、これらを解消するための計画を策定することが望ましい。</p>	<p>空調設備については、令和3年2月に新設工事を完了した。 電話設備の不調については、令和2年3月に修繕工事を完了した。 (農政部農政課)</p>
<p>5 2 耐震診断について (吾妻家畜保健衛生所、129頁) 当施設の本館は、昭和57年に建築されているが、耐震診断を行っていない。 このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備の今後の方針を決定する上で、建築物の耐震性能は重要と考える。 耐震診断未実施の県有施設については、施設用途や規模、利用状況等を勘案した優先順位に従って計画的に耐震診断を実施している。 今後も庁内で協議の上、必要な予算を確保し、耐震診断を迅速に推進する。 (総務部財産有効活用課)</li> <li>耐震診断実施に向けて実施時期を調整している。 また、耐震工事及び施設を継続的に利用するための補修及び改修に係る費用を把握し、今後の施設の方向性を検討するための情報を整備する。 (農政部農政課)</li> </ul>
<p>5 3 沼田市から建物を賃借していることについて (利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所、131頁) 沼田市から建物を賃借しているため、事務所の維持は沼田市の方針に依拠していることになる。事務所が存続できなくなった場合の対策を事前に検討しておく必要がある。</p>	<p>沼田市から無償で借りている建物に尾瀬係は設置されている。 当該施設は、築47年と老朽化している。また、沼田市では老朽施設の統廃合を行っており、事務所が継続できなくなった場合は、対策を沼田市及び片品村と検討する。 (農政部農政課)</p>
<p>5 4 非常階段の管理について (利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所、131頁) 非常階段が劣化して危険な状態にあるため、人が使用できないように撤去する又は規制線を設置する等の対応をするべきである。</p>	<p>令和元年10月24日に規制線を設置した。 (農政部農政課)</p>
<p>5 5 衛生設備(トイレ)について (東部家畜保健衛生所、134頁) トイレが老朽化していることから、洋式トイレへの改修を行うなど、労働環境の安全面及び衛生面を整えるべきである。</p>	<p>令和2年度に洋式トイレへの改修工事を実施した。 (農政部農政課)</p>
<p>5 6 効率的な施設利用について (東部家畜保健衛生所、134頁) 東部家畜保健衛生所の移転及び東部地域の公有財産の有効活用について検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部児童相談所の移転により生じた太田保健福祉事務所の空きスペースについては、動物愛護センター東部出張所及び太田保健福祉事務所の相談スペースとして、新たに利活用されている。 「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</li> <li>太田合同庁舎への移転は、検査室などのスペースを確保することができな</li> </ul>

	<p>い。</p> <p>また、2階会議室への他の所属の移転は、当建物が耐震診断が行われていない上、駐車場も狭く、現在以上の職員数が勤務するのは不可能である。</p> <p>(農政部農政課)</p>
<p>57 防水シートの修繕について (伊勢崎土木事務所、139頁)</p> <p>建物の長期保存及び重要文書の適切な保管のために、早急に防水シートの全面的な張替えを行うべきである。</p>	<p>令和2年度に実施する庁舎棟外部改修工事に、屋上防水シートの張替を含めて対応する。</p> <p>(県土整備部監理課)</p>
<p>58 不用品の処分及び保管書類の整理について (伊勢崎土木事務所、139頁)</p> <p>倉庫や書庫などとして有効に使用することができるよう、不用品は処分すべきである。</p> <p>不用品の処分により空いたスペースには、棚を設置するなどして、現在適切に保管されていない文書の保管場所として利用することを検討すべきである。</p>	<p>令和2年度末までに不用品処分及び文書整理を実施する。</p> <p>(県土整備部監理課)</p>
<p>59 高崎市榛名支所への移転の検討について (高崎土木事務所榛名事業所、142頁)</p> <p>高崎土木事務所榛名事業所の移転については、早急に、担当部署間における検討・話し合いを再開するとともに、高崎市の意向を聴取し、高崎市榛名支所内への移転を再検討すべきである。</p>	<p>過去の検討経過、内容等を改めて整理及び確認し、財産有効活用課と監理課で共有の上、再検討を進めていく。</p> <p>(総務部財産有効活用課、県土整備部監理課)</p>
<p>60 外壁工事後の雨漏りの原因把握について (安中土木事務所、146頁)</p> <p>外壁防水工事及び屋上防水修繕工事の後に起こった雨漏りについて、業者に原因を聴取するなどした上で、その結果をまとめ、長期保全計画の見直しや外壁防水工事の発注を行う際の検討に反映することが望ましい。</p>	<p>施工業者あて確認したところ、過去(10年以上前)に施工した屋上防水シートの劣化が原因と推定されるため、当該箇所の張替工事について調整する。</p> <p>(県土整備部監理課)</p>
<p>61 吾妻地域の土木関係事務所の集約について (中之条土木事務所、149頁)</p> <p>吾妻地域では、他地域に比べて土木関係の事務所数が多くなっている。これについては、管轄面積の大きさ(県面積の約20%)や、地方高規格道路である上信自動車道の建設といった事情もあるが、業務の状況をみながら、事務所の整理について検討を行うことは必要と考えられる。</p> <p>上信自動車道の建設作業の収束を見据えて、吾妻郡内の土木関係事務所の配置について検討することが望ましい。</p>	<p>広大な管轄面積であり、日常的な現場立会や検査、大雨、地震、火山噴火等に対する緊急対応、施設の突発的損傷に対する維持修繕などの業務を適切に合理的に行うため、また、大規模プロジェクトである上信自動車道の建設を着実に進めるためには、今の組織体制が必要である。当面の間は現状のままとする。</p> <p>(県土整備部監理課)</p>
<p>62 除雪車の保管について (沼田土木事務所水上事業所、151頁)</p> <p>当施設では、車庫に収まりきらない除雪車があり、除雪車を長期間屋外に置いておくことは、車体の劣化を早めると考えられる。</p> <p>屋外に駐車することによる除雪車の劣化の損失と車庫の建設費用を比較分析し、車庫の面積を増やすか、現状のままとするか検討することが望ましい。</p>	<p>5台ある除雪車のうち、状態の良い2台を既存の倉庫の空きスペースに収納した。残りの3台については、費用対効果を検討した結果、直ちに車庫を新築等することは困難であるとされたため、現状のままとする。</p> <p>(県土整備部監理課)</p>
<p>63 耐震診断について (沼田土木事務所水上事業所、152頁)</p> <p>当施設の事務所庁舎は、昭和54年に建築されており、耐震診断を行っていない。</p> <p>このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定され</p>	<p>財産有効活用課と調整し対応する。</p> <p>(県土整備部監理課)</p>

<p>た場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。</p>	
<p>6 4 浸水時の機能発揮について (桐生土木事務所、154頁) 当施設の敷地は、桐生市のハザードマップにおいて、「最大の大 雨（発生頻度は極めて低い、理論上起こり得る降雨（年超過 確率1/1,000））で浸水するおそれがある地域」に含まれてお り、また、近隣の道路よりも低い箇所にある。このため、非常に 大型の台風等の際に建物・倉庫が浸水し、事務所機能や水防機能 を発揮できない可能性がある。 浸水時にも必要な機能が確保できるように、対策を講ずること が望ましい。</p>	<p>行政県税事務所、保健福祉事務所等の 桐生みどり振興局各所属と調整し対策を 講じる。  (県土整備部監理課)</p>
<p>6 5 旧テレメーター監視室の利用について (館林土木事務所、158頁) 固定資産台帳上でテレメーター監視室と登録されている建物は 現状、監視室としては利用されておらず、書庫及び倉庫として使 用されている。当該建物は庁舎棟と比較しても比較的新しいた め、他の団体（事務所）を含め当該建物を有効活用すべく代替案 を考案すべきである。</p>	<p>令和4年度の県庁ネットワークの更新 に併せ、令和5年度からテレワーク用の 執務室として活用する。  (県土整備部監理課)</p>
<p>6 6 土木関係事務所の機能集約の検討について (ハッ場ダム水源地域対策事務所、161頁) ハッ場ダム水源地域対策事務所の事業は、令和2年度におおむ ね完了することが見込まれており、当施設は、今後、上信自動車 道建設事務所が主体となると見込まれる。当施設の敷地は賃貸物 件であり、管理コストは他の施設より高くなっているが、現時点 では将来の事務所のあり方について検討が行われていない。 このため、上信自動車道建設事務所の主要な事務所機能を、当 事務所、中之条土木事務所、中之条土木事務所三原事業所のい ずれの場所に置くべきか費用対効果を中心に検討を行うことが望 ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「施設総量の適正化」と「効率的な 管理運営」の観点から、効果的な機能 集約や施設の最適利用の実現可能性に ついて、関係部局と連携して慎重に検 討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)</li> <li>・ ハッ場ダム水源地域対策事務所は、 令和3年度以降もソフト事業を中心に 事業が継続するため、事務所が存続す る。 現在の中之条土木事務所、中之条土 木事務所三原事業所には、ハッ場及び 上信道事務所の人員等を收容するスペ ースはなく、事務所機能の集約はでき ない。 各事業の進捗状況により、財産有効 活用課と調整し対応する。 (県土整備部監理課)</li> </ul>
<p>6 7 今後の利活用について (林業試験場、166頁) 林業試験場は、群馬県の遺伝子の保有林であることから、容易 に移転することは不可能であるため、今後も引き続き、国の補助 金や企業からの試験研究等を積極的に受け入れ、その資金によ り、施設の維持管理に努めていくことが有用である。</p>	<p>今後も引き続き、国の補助金や企業か らの試験研究等を積極的に受け入れると ともに、施設の有効活用に努める。  (環境森林部森林局林政課)</p>
<p>6 8 種子精選施設の老朽化による漏電について (林木育種場、169頁) 現場視察中、老朽化による漏電で、種子精選施設の電気施設の 電気が止まっていた。本来24時間電気が入り、一定の温度を保 つ必要があり、温度が変わってしまうと、原種子を保存できな くことから、頻繁に不具合が発生するようであれば、買い替え も検討することが望ましい。</p>	<p>漏電については早急に復旧工事を行い 現在は24時間稼働中である。 なお、施設が老朽化しているなかで、 当該電気施設の冷媒は令和2年から生産 中止となったことから、今後の修理は困 難が予想されるため、冷凍冷蔵設備の更 新工事を発注し、年度内に完了予定であ る。  (環境森林部森林局林政課)</p>
<p>6 9 空きスペースの利用について (農業技術センター稲麦研究センター、177頁)</p>	<p>旧東研究棟については、自施設又は他 用途での活用を検討する。</p>

<p>現在旧東研究棟（旧農林大学校）を倉庫として利用している畜産課の関係部署を、稲麦研究センター事務棟の空きスペースに移転することを検討すべきである。</p>	<p>また、同棟の一部を供用使用する部署では、月1回程度の施設内点検が実施され、現在は適切に管理が行われている。 (農政部農政課)</p>
<p>70 建物の修繕について (農業技術センター稲麦研究センター、178頁) 既に不具合が生じており、今後重大な損害が生ずるおそれのある建物については、速やかに修繕を行うべきである。</p>	<p>旧東研究棟の劣化箇所については、立入防止の措置を講じた。 (農政部農政課)</p>
<p>71 急な法面の解消について (農業技術センター稲麦研究センター、178頁) 危険性のある急な法面の舗装工事には、速やかに着手すべきである。</p>	<p>法面工事の予算措置を進めている。近々の対応としては、安全に配慮した上で除草作業を実施する。 (農政部農政課)</p>
<p>72 燻蒸貯蔵庫の改善について (農業技術センター稲麦研究センター、178頁) 公務災害等の発生を未然に防ぎ、かつ、県にとって重要な財産である奨励品種の原種・原原種の継続的な保管・管理のため、十分な広さのある新たな燻蒸貯蔵庫の整備を検討すべきである。</p>	<p>貯蔵庫等施設の機能強化のため、令和3年度予算で設計業務委託の予算措置を進めている。 (農政部農政課)</p>
<p>73 施設の改修について (農業技術センター東部地域研究センター、183頁) 地盤沈下により主要棟と駐車場との間に段差があり、また、トイレが旧式の和式トイレであり、労働環境の改善余地がある。</p>	<p>地盤沈下には注視し、喫緊の事態には速やかに対策（工事）を実施する。 トイレの不具合等設備の更新が生じた際には、洋式化を図る。 (農政部農政課)</p>
<p>74 会議室の有効活用について (農業技術センター東部地域研究センター、183頁) 会議スペースと保管スペースとして利用している会議室について、より有効に活用できるように、他の施設を受け入れられるか検討する必要がある。</p>	<p>恒常的な利用があり、また、施設規模や知的財産権保護から外部利用は制限されるので、他施設の受入れは困難である。 (農政部農政課)</p>
<p>75 余剰スペースの情報共有について (農業技術センター高冷地野菜研究センター、186頁) 本館内の余剰スペースについて、財産有効活用課の調査において、転用可能な部屋として挙げられていない。必要が生じた場合に迅速に余剰スペースの活用が図れるように、県庁内で情報共有を図ることが望ましい。</p>	<p>社会環境の変化で未使用部分が発生しているが、立地条件に加え、知的財産権の保護から、外部利用は困難である。 (農政部農政課)</p>
<p>76 耐震診断について (農業技術センター高冷地野菜研究センター、187頁) 当施設の本館は、昭和55年に建築されており、耐震診断を行っていない。 このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備の今後の方針を決定する上で、建築物の耐震性能は重要と考える。 耐震診断未実施の県有施設については、施設用途や規模、利用状況等を勘案した優先順位に従って計画的に耐震診断を実施している。 今後も庁内で協議の上、必要な予算を確保し、耐震診断を迅速に推進する。 (総務部財産有効活用課)</li> <li>耐震診断実施に向けて実施時期を調整している。 また、耐震工事及び施設を継続的に利用するための補修及び改修に係る費用を把握し、今後の施設の方向性を検討するための情報を整備する。 (農政部農政課)</li> </ul>
<p>77 群馬県農業公社に対する無償賃貸について (蚕糸技術センター、193頁) 群馬県農業公社に対して、別館2階の半分を無償賃貸してい</p>	<p>群馬県農業公社は、左記のとおり知事から農地中間管理事業の県内唯一の実施団体としての指定を受け、公益事業を実</p>

<p>る。農地中間管理事業を実施するための団体として知事が指定し、公益性の高い事業を実施していることから、賃料を免除しているが、群馬県農業公社は資金力があり、また、蚕糸技術センターの維持保全に多額の資金がかかっている現状を鑑み、有償を検討すべきである。</p>	<p>施している。 農地中間管理事業は、群馬県農業公社の主な事業であり、その事業実施に係る運営費は、国及び県からの補助金によるものである。 群馬県は、この事業を群馬県農業公社と一体となって進めているところである。 また、決算状況については、補助金に依存しており、赤字基調である。 これらの理由から群馬県農業公社に対する普通財産の貸付料は、群馬県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条により、無償としているものであり、現状の取扱いで問題ないと考ええる。 (農政部農業構造政策課)</p>
<p>78 場長公舎及び職員公舎の取り壊しについて (水産試験場及び水産試験場公舎、197頁) 敷地内には平成23年以降未利用状態である場長公舎がある。場長公舎については水産試験場の敷地の端にあり、また、公道も比較的近いエリアであるとともに、公舎近くに水産会館（漁協組合で利用中）もある。よって、防犯上の観点からは取り壊すことが望ましい。また職員公舎についても長期間入居者がおらず未使用の状態であり取り壊すことが望ましい。</p>	<p>水産試験場内の公舎2棟は左記のとおり の状況にあるため、取り壊し等に係る費用の工面と併行して、公舎周辺の除草や樹木の手入れなどの環境整備を行うことで、防犯上、衛生上の支障を生じさせないための管理を継続して行う。 (農政部農政課)</p>
<p>79 修繕費の外部資金調達について (繊維工場試験場、202頁) 繊維工業試験場を維持管理していくには、多額の資金が必要となるため、国の助成金の活用や、依頼試験・加工試験に関する手数料を活用するなどして、維持管理費用を自ら確保することが必要である。</p>	<p>地方創生拠点整備交付金を活用し、平成29年度にオープンイノベーションルーム及びクリーンルームを、令和元年度に人間工学評価室を整備した。 令和2年度当初予算では、施設維持管理費に依頼試験・加工試験に関する手数料を充当している。 (産業経済部地域企業支援課)</p>
<p>80 維持管理の費用・労務の状況を踏まえた資産処分の検討について (農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎、205頁) 主任公舎は平成27年から空室、職員公舎2棟は平成18年と昭和62年からそれぞれ空室となっており、現在利用者が全くいない状態となっている。 現状、維持管理のために要する費用・労務は職員が行う草刈り等であるが、更に費用・労務が生じるような状況になれば、資産処分を検討することが望ましい。</p>	<p>当施設での公舎需要は見込めないことから、他利用等の検討を進める。 (農政部農政課)</p>
<p>81 ハッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した際の対応について (ハッ場ダム水源地域対策事務所公舎、208頁) ハッ場ダム水源地域対策事務所業務がおおむね完了した時点において、新たな入居希望者が出てくる見込みがなければ、当公舎の敷地が借地であり賃借料が発生することを考慮し、宿舎を廃止した上で賃借契約を終了することが望ましい。</p>	<p>生活再建事業が令和2年度でおおむね完了するため、同年度末で職員公舎を廃止し、敷地の賃借契約終了に向けた手続きを進める。 (県土整備部特定ダム対策課)</p>